平成３０年（フ）第１号
群馬県桐生市浜松町２丁目３番36号　桐生ハイツ107
債務者　世永　正明
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２号
群馬県みどり市笠懸町鹿4265－４　ローズガーデン１－５、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字下新田80番地19
債務者　須永　龍太
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２８１号
新潟市西蒲区割前2021番地２　高橋荘202号、前住所新潟市西蒲区押付946番地３　コーポファンシードリーム103号
債務者　桑原　和美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５９号
新潟市西区真砂１丁目13番29号　グランフォルム真砂Ａ－203、前住所新潟市西区寺尾30番４号　アップルハウス寺尾１201号
債務者　稲月　光昭
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７０号
新潟市西区寺尾東１丁目１番30号　新潟昭和ビル303号、前住所新潟市西区小新大通１丁目６番52号
債務者　渡辺　美奈（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７３号
新潟市中央区上大川前通７番町1241番地１　ライオンズシティ新潟509号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町津川160番地２
債務者　味方こずえ
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４号
新潟市西区五十嵐１の町6776番地51
債務者　熊倉佐和子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８２号
金沢市高岡町７番５号
債務者　清水　佳子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
長野県諏訪市大字中洲2570番地３　ビックスリーマンション201
債務者　五味　春和
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第７５号
長野県伊那市西春近8701番地
債務者　小田切佐栄
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第７６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪3730番地820　コーポグリーンヴィレッジ　201
債務者　富永　美羽（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第３９４号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵230番地　センチュリーアスカⅦ－702号
債務者　榮枝　聖二
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４２号
鳥取県米子市両三柳4425番地１　市住11Ｒ－２－504号
債務者　安達　直美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９８６号
（前住所）広島市安佐南区古市３丁目４番６－205号
債務者　西　　鈴
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
広島県東広島市西条町田口214番地８　グリーンフィールド203号
債務者　加納　友美（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部